

電子的記録の管理・活用について（案）

1. 電子的記録の管理について

(1) 管理方法

- 個人識別子（ID）について、乳幼児健診及び妊婦健診は、既に番号法に基づく番号利用事務となっていることから、まずはマイナンバーにより管理することとしてはどうか。

(2) その他

- 妊婦健診の標準的な電子的記録様式に入力する項目については、妊婦健診で把握された情報として、医療機関から市町村へ情報提供を受けた場合、自治体が電子化することとしてはどうか。

2. 電子的記録の活用について

(1) 健康履歴の一元的な閲覧

- 本人又は保護者が閲覧する方法について、マイナポータルを全国的に活用することとしてはどうか。
- 標準的な電子記録様式に基づき電子化された情報については、総務省が実施するモデル事業等のように、自治体が民間事業者と提携して、本人同意の上で、マイナンバーとは紐付かない形で個人の状況に合わせた健康履歴情報の提供を行う場合にも、有用なのではないか。

(2) 情報連携

- 自治体間での健診情報のやりとりについて、継続的に効率的・効果的な行政事務や保健指導を行うことに資するため、番号法における情報連携事務に位置づけ、転居した場合であっても、受診の有無等の情報を確認できる仕組みをまずは検討することとしてはどうか。

(3) その他

- 自治体における母子保健情報の電子化が促進されることは、自治体において自ら情報を分析する等 PDCA サイクルをまわす取り組みに資するのではないか。
- また、自治体が乳幼児健診受診後の医療機関での精密検査結果を把握する際等に、効率的な活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握することとしてはどうか。
- 将来的には、標準的な電子記録様式に基づき電子化された情報は、個人情報の保護に配慮しつつ、ビッグデータとして利用できる可能性があるのではないか。
- 医療等分野における識別子の在り方については、個人単位化される被保険者番号も含めた基盤を活用する方向で検討が行われており、こうした状況を踏まえて必要に応じて今後検討することとしてはどうか。